

外国人児童生徒等への日本語指導について

令和7年12月



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

内容

- 01 外国人児童生徒等を巡る現状と文部科学省のこれまでの対応
- 02 日本語指導のための「特別の教育課程」について
- 03 「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」について

0 |

外国人児童生徒等を巡る現状と文部科学省のこれまでの対応

外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

- 外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

参考

日本国憲法

(昭和21年11月3日憲法)

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法

(平成18年12月22日法律第百二十号)

(義務教育)

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。(2~4項省略)

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)

(昭和54年8月4日条約第6号)(抄)

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a)初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。

(b)種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。

児童の権利に関する条約

(平成6年5月16日条約第2号)(抄)

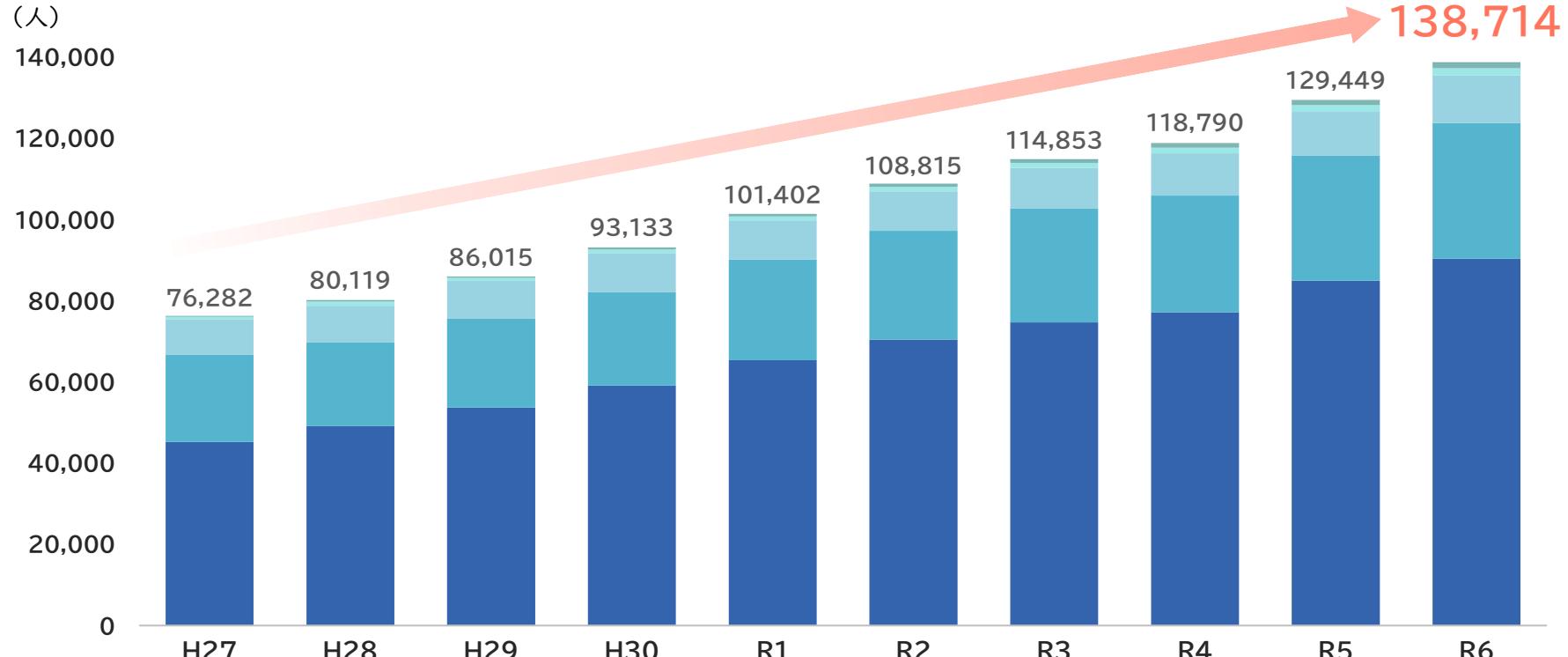
第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a)初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b)種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

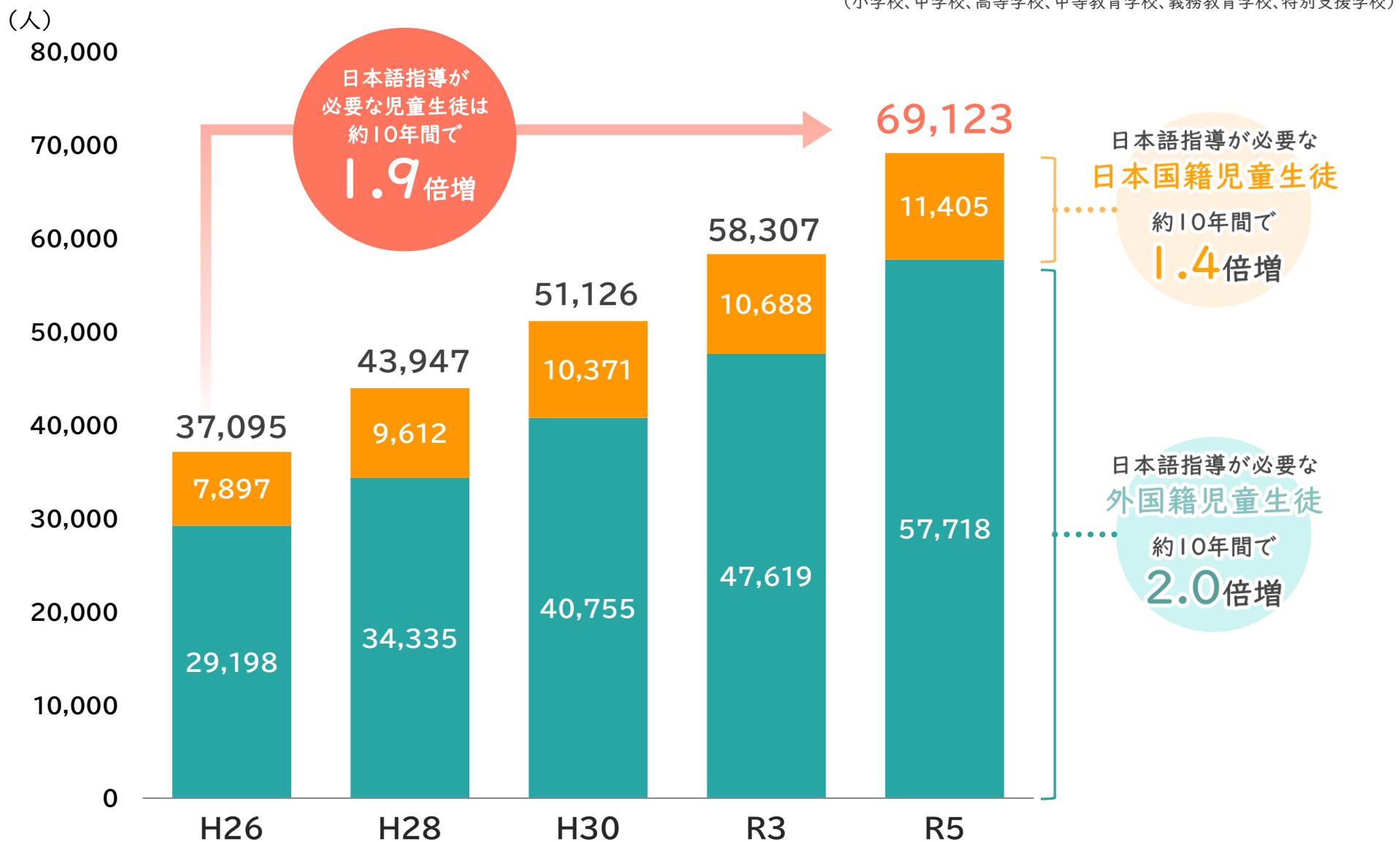
- 公立学校に在籍する外国人児童生徒数は、10年間で約6.2万人増加し、約13.9万人となっている。



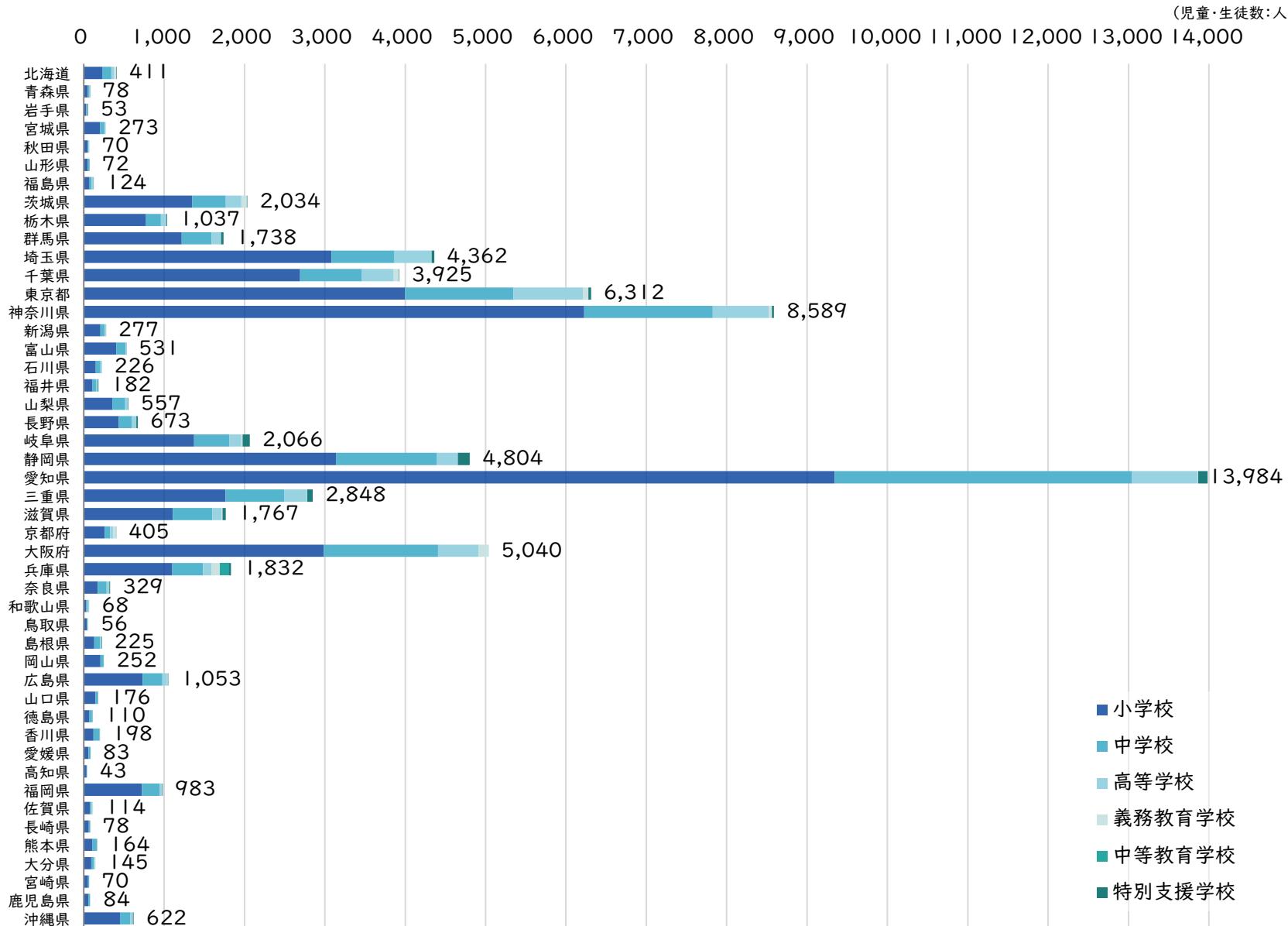
（出典）文部科学省「学校基本統計」を基に作成

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

資料4



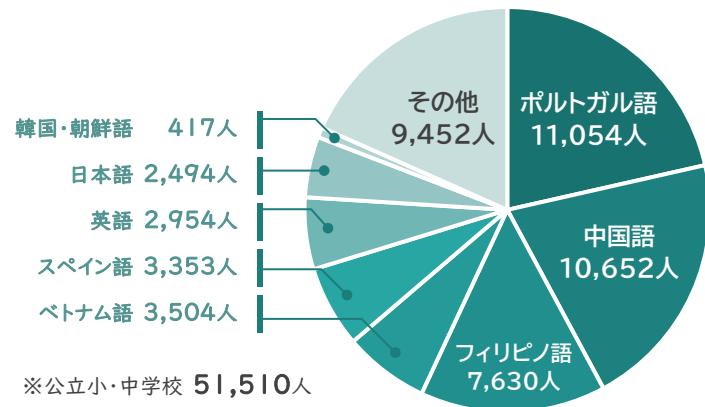
(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」



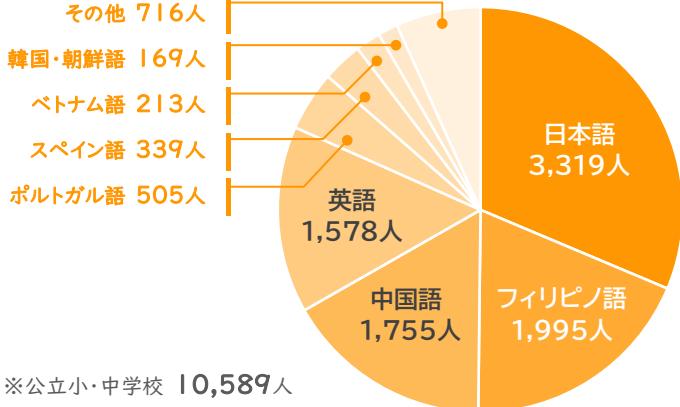
(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(令和5年度)」

1 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

外国籍児童生徒



日本国籍児童生徒

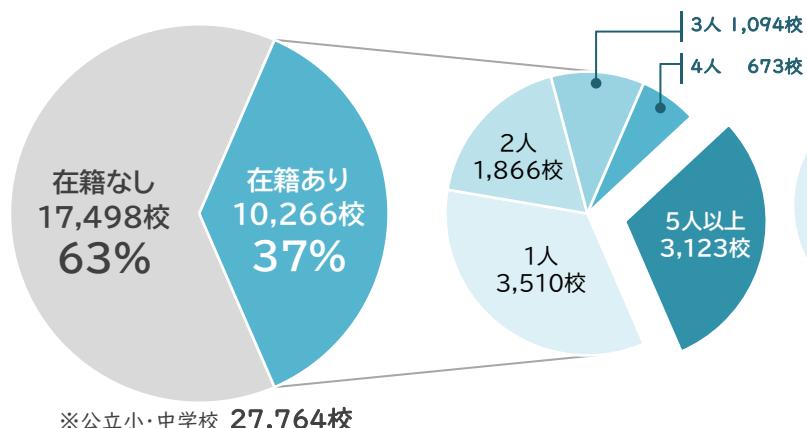


「その他」の言語

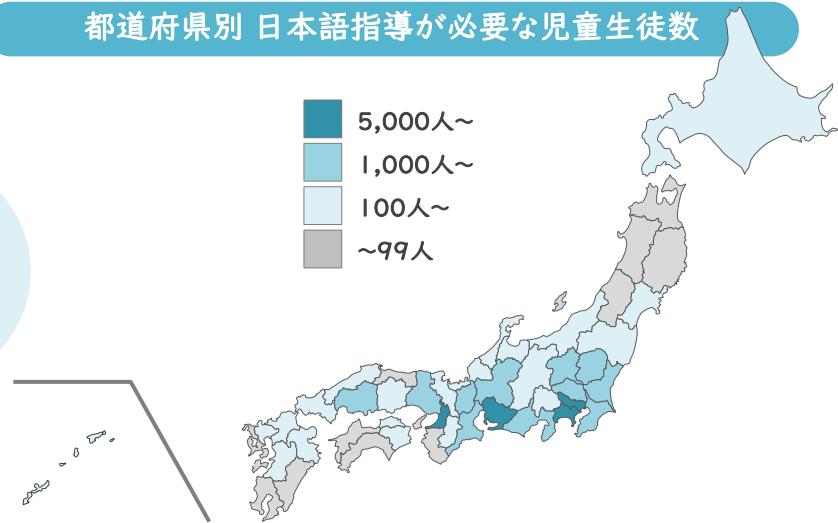
インドネシア語
ウルドゥ語
タイ語
ネパール語
ベンガル語
モンゴル語
ロシア語
アラビア語
ウクライナ語
パシュトゥー語 等

2 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数



都道府県別 日本語指導が必要な児童生徒数



(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(令和5年度)」

これまでの対応

- **日本語指導のための「特別の教育課程」の制度化**
(日本語指導のための取り出し指導。義務教育段階:平成26年度~、高等学校段階:令和5年度~。)
- **日本語指導に必要な教員定数の着実な改善**
(日本語指導が必要な児童生徒18人に1人が基礎定数となるよう令和8年度までに計画的に措置。)
- **日本語指導を含む外国人児童生徒等へ支援に取り組む自治体に対する支援**
(令和7年度予算11.5億円。都道府県、指定都市、中核市に対し補助率3分の1。)

経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)

- **質の高い公教育の再生**
多様な児童生徒の教育機会を保障するため、特別支援教育の体制や環境の充実、養護教諭の支援体制の推進、学びの多様化学校や夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、地域の日本語教育の体制整備、**外国人児童生徒への支援体制の強化**、在外教育施設の特色を活かした機能強化、学用品の学校備品化の取組周知を推進する。

今後の対応予定

- 外国人児童生徒が急激に増加している学校現場では、「教師・支援員が足りない」「個別指導できる場所がない」「日本語を教えるための知見が足りない」等の課題が生じている。
- 令和7年3月には「外国人児童生徒等の教育の充実のための有識者会議」を設置し、議論を進めているところ。今後、**指導内容の深化・充実や教職員の指導体制の充実、自治体への支援の拡充**に繋げていく予定。

02

日本語指導のための「特別の教育課程」について

I. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ① 指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ② 指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③ 指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)
または、日本語指導担当教員+指導補助者
- ④ 授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤ 指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥ 指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出



2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた
日本語指導計画の作成・評価の実施 ➡ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施 ➡ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における
「日本語指導」の体制整備 ➡ 組織的・継続的な支援の実現



3. 支援体制



設置者

・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等

学校

・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等

支援者

・専門的な日本語指導 ・母語による支援 ・課外での指導・支援 等



外国人児童生徒等の帰国・来日

市区町村役場(住民登録等)

学校

学校ガイダンス

入学手続きに関する各種説明

在籍校での

入学手続きに関する各種説明

プレスクール

(初期支援教室等)

日本語指導

教科学習支援

生活適応指導



学校



取り出し指導 (国際教室等)



日本語指導

教科指導
(教科学習支援)

生活適応指導

- 日本語指導担当教員
- 日本語指導補助員
- 母語支援員

在籍級

入り込み指導

教科学習支援

- 日本語指導担当教員
- 日本語指導補助員
- 母語支援員

- 学級担任
- 教科担任



- 特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒数及び割合(令和5年度)

	特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒数(人)	日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒の割合(%)
外国籍	52,176(43,332)	90.4%(91.0%)
日本国籍	9,878(9,419)	86.6%(88.1%)

※()は令和3年度。

- 「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数及び学校数(令和5年度)

	「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数(人)	「特別の教育課程」による指導を行っている学校数(校)		
	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍
義務教育段階	37,500 (31,796)	6,809 (6,361)	5,880 (4,943)	2,363 (2,239)

※()は令和3年度。高等学校段階における「特別の教育課程」は令和5年度から制度導入。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)」(25文科初第928号 平成26年1月14日付け)

5 特別の教育課程の指導者について

- (1) 日本語指導担当教員は、教員免許を有する教員(常勤・非常勤講師を含む)とし、日本語指導を受ける児童生徒の指導の中心となって、児童生徒の実態の把握、指導計画の作成、日本語指導及び学習評価を行うものとすること。
- (2) 指導を補助する者は、必要に応じて配置し、日本語指導担当教員が作成した指導計画に基づき、当該教員が行う日本語指導や教科指導等の補助や児童生徒の母語による支援を行うものとすること。

施行通知Q&A

Q11 「特別の教育課程」により日本語指導を行う教員は教員免許状を有していることが必要ですか。そうだとすればどのような免許を所有しておかなければならないでしょうか。

A

「特別の教育課程」による日本語指導は、義務教育諸学校に在籍している児童生徒に対して、日本語の能力に応じた特別の指導を、教育課程に位置付けて行うものです。

このため、主たる指導者として日本語指導を行う日本語指導担当教員は、常勤・非常勤講師を含む教員であり、小学校であれば小学校教諭の免許状が、中学校であれば中学校教諭の免許状が必要です。なお、日本語指導として、各教科の補充指導を行う場合、中学校においては、当該教科の免許状が必要となります。また、特別支援学校であれば、原則として、これらの免許状に加え、特別支援学校教諭の免許状が必要です。

なお、教員免許状を有していない場合でも、主たる指導者とともに、指導補助者として日本語指導を行うことにより、児童生徒がより充実した日本語指導を受けることができる事が大いに考えられます。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)」(25文科初第928号 平成26年1月14日付け)

3 特別の教育課程の指導の形態及び場所について

- (1) 日本語指導は、複数校への巡回による指導も含め児童生徒の在学する学校において行うことを原則とするが、指導者の確保が困難である場合等は、他の学校における指導が認められること。
- (2) 他の学校において日本語指導を行う場合は、当該指導を受ける児童生徒が在学する学校の設置者の定めに従い、児童生徒の在学する学校及び日本語指導を行う学校が連携しながら、適切に行うこととする。
その際、当該児童生徒の特別の教育課程は、児童生徒の在学する学校が責任をもって編成すること。また、他の学校の児童生徒に対し日本語指導を行う学校にあっては、当該児童生徒を自校の児童生徒と同様に責任をもって指導するとともに、日本語指導の記録を作成・管理し、当該児童生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知すること。
- (3) 日本語指導を受ける児童生徒が在学する学校の設置者は、当該児童生徒が他の設置者の設置する学校において日本語指導を受ける場合には、当該児童生徒の教育について、あらかじめ日本語指導を行う学校の設置者と十分に協議を行うこと。(略)

施行通知Q&A

Q26 「特別の教育課程」による日本語指導を行う教室を、学校外の施設に設けることはできるでしょうか。

A

Q25で述べたように、対象児童生徒の在学する学校において行うことが原則です。しかしながら、学校に空き教室がない場合や地理的条件等により、学校内に日本語指導を行う場所を設けることが困難な場合など、やむを得ない事情がある場合には、次の要件を満たす場合に限り、学校外の施設において日本語指導を行うことも認められます。

1. 地方公共団体又は学校設置者が管理・運営する施設であること。
2. 学校設置者が日本語指導を行う教室の運営について、運営要綱等で定めていること。
3. 特別の教育課程は、児童生徒の在学する学校の校長の責任の下に編成し、それをもとに教員が指導を行うこと。
4. 児童生徒の在学する学校、学校設置者、保護者と十分に連携協力を図ること。

03

「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」について

趣旨

- 我が国の公立学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒は令和5年5月時点で約6.9万人と、約10年前に比べて約1.9倍と大幅に増加しており、支援の充実が求められている。
- 文部科学省では令和元年5月に「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、令和2年3月に報告をとりまとめ、外国人児童生徒等の教育に関する制度改正等が進んだところ。また、令和5年6月に閣議決定された教育振興基本計画において、外国につながる子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点や、誰もが違いを乗り越え共に生きる共生社会の実現に向けたマジョリティの変容にもつなげていくことが重要であることが盛り込まれた。
- 現在、中央教育審議会において「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」及び「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」の諮問がなされている中、外国人児童生徒等教育の観点でも検討を行うことが求められている。そのため、少子高齢化時代における外国人児童生徒等の全国的な増加を見据え、外国人児童生徒等教育に初めて携わる教師を含め、すべての教師や支援員等が子供たちに質の高い学びを提供できるよう、総合的な見地から今後の取り組むべき施策等について検討を行う有識者会議を設置する。

委員一覧

オチャンテ 村井 ロサ メルセデス	桃山学院教育大学人間教育学部人間教育学科准教授
工藤 和志	葛飾区立青葉中学校校長
小島 祥美	東京外国語大学多言語多文化共生センター長准教授
齋藤 ひろみ	東京学芸大学教育学部教授
佐古 秀一	鳴門教育大学学長
佐藤 郡衛	国際交流基金日本語国際センター所長
高階 章一	東京学芸大学名誉教授
徳永 智子	大阪府立大阪わかば高校学校校長
野口 晃菜	筑波大学人間系准教授
バトラー 後藤 裕子	一般社団法人 UNIVA 理事
浜田 麻里	ペンシルバニア大学教育大学院言語教育学部教授
平田 郁美	京都教育大学国文学科教授
横溝 亮	群馬県教育委員会教育長
吉田 美穂	横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部小中学校企画課指導主事
	弘前大学大学院教育学研究科教授

検討事項

1. 指導内容の深化・充実

- 外国人児童生徒等の資質・能力を育成するための指導の在り方
- すべての教師や支援員等が子供たちに質の高い学びを提供できるようにするための方策

2. 指導体制の確保・充実

- 指導体制の在り方
- 日本語指導担当教師の配置やキャリアパス
- 日本語指導補助者（登録日本語教員を含む）や母語支援員との連携
- 関係機関（支援団体、大学、企業等）との連携

3. 日本語指導担当教師等の指導力の向上

- 管理職・日本語指導担当教師・在籍学級担任や日本語指導補助者等の資質能力向上のための方策

4. 外国人児童生徒等の就学・進学・就職機会の確保

- 就学促進のための方策の在り方
- 外国人生徒の進学・就職の促進方策

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議におけるこれまでの議論について

背景・総論

※「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」第4回（R7.07.07）資料1及び第5回（R7.07.25）資料1より同会議事務局作成。

日本社会の内なる**グローバル化が進展し、少子化・人口減少**が進む中、一人一人が自分のよさや可能性を認識とともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する**共生社会の実現が不可欠**。

学校教育においては、**多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育を実現**することが喫緊の課題。誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、**他者のウェルビーイングを思いやることができる教育環境を整備**することが求められている。

- **ストレングス・アプローチ**の考え方の下、全ての子供たちが持っている「**長所・強み**」に着目し、**可能性を引き出して発揮させていく視点（エンパワメント）**を取り入れるとともに、周りの子供や大人が**多様性を尊重することを学ぶ**ことによる**マジョリティの変容**につなげていくことも重要。

- 子供たちの強みを十分に伸ばしていくためには、**子供を取り巻く家庭や地域、学校、教育行政等がつながり、ネットワークを形成**しながら支援を行っていくことが必要。

- ことばは、学校や社会生活への適応やコミュニケーションをとること、**学習に参加し、自己実現とアイデンティティの形成を支える**重要な役割を果たすものであり、**学校の教育活動全体を通じて、外国人児童生徒等のことばの力を育む**ことが求められる。

分野ごとの検討状況

指導内容の深化・充実

資質・能力を育成するための「日本語指導」の再定義

- ・ 日本語と母語の力を活用した『知識及び技能』と『思考力、判断力、表現力等』の一体的な育成が特別の教育課程の目的であることを明確化（学校教育法施行規則等の規定の改正）

多様性を包摂する学校教育・在籍学級での学びの在り方

- ・ ユニバーサルな視点での学級づくり・授業づくり等、具体的な方策の検討
- ・ 多言語・多文化を尊重する環境づくり、学級での受入れ体制の整備

児童生徒の様々な「力」を引き出し、効果的な指導を行うための方策の検討

- ・ 資質・能力を育成するための指導や、多様性を強みにできる学校づくりの考え方、指導内容・方法等を含めた全体像の提示
- ・ 生成AI等のデジタル技術の活用や、教科学習での学習語彙の活用に関する具体的な推進方策の検討

等

指導体制の充実に向けて

- ・ 日本語指導補助者・母語支援員の一層の配置促進や教師との効果的な連携に向けた、実態把握や具体的な連携の在り方等の提示
- ・ 多様性を包摂する学校づくりに向けた、教師や補助者等の外国人児童生徒等教育の専門性の向上や外部機関との連携等の促進

→ 指導体制の確保・充実、日本語指導担当教師等の指導力の向上、外国人児童生徒等の就学・進学・就職機会の確保についても検討を進め、今年度中のとりまとめを目指す

18